する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法」に改め、「認定」の下に「、同法第十七条の二第一項の届出」を加える。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第五条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　公立大学法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号及び第二号に掲げる措置の実施状況に関する指標を定めるものとする。

第七十八条に次の一項を加える。

7　第二十七条の規定は、公立大学法人には、適用しない。

第七十八条の二の見出し中「各事業年度に係る」を「中期目標の期間における」に改め、同条第一項中「毎事業年度の終了後、当該事業年度が」を削り、「いずれに該当するか」を「区分」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「当該事業年度における業務の実績及び」を削り、同号を同項第二号とし、同項第三号中「当該事業年度における業務の実績及び」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「各事業年度」を「同項各号に掲げる事業年度」に、「同項第一号、第二号又は第三号」を「当該各号」に改め、同条第三項中「同項第一号、第二号又は第三号」を「同項各号」に改め、同項後段を削り、同条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

第七十九条中「前条第一項第二号」を「前条第一項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に改める。

第七十九条の二第一項中「第七十八条の二第一項第二号」を「第七十八条の二第一項第一号」に改める。

第百十九条第四項及び第百二十条第四項中「第七十八条の二第一項第三号」を「第七十八条の二第一項第二号」に改める。

第三章　法務省関係

（戸籍法の一部改正）

第六条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の二第一項中「第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求は、いずれの指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求　指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者

二　第十条の二第二項（第十二条の二において準用する場合を含む。次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求（市町村の機関がするものに限る。）　当該市町村の長（指定市町村長に限る。）

第百二十条の三第一項中「請求」の下に「又は前条第一項の規定によりする第十条の二第二項の請求（法務省令で定める事務を遂行するために必要がある場合における当該請求に限る。以下この条（第三項を除く。）において同じ。）」を加え、同条第二項中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二第二項」を加え、同条第四項中「第十条第一項」の下に「及び第十条の二第二項」を加え、「同項中」を「これらの規定中」に、「同項の」を「第一項の規定によりする第十条第一項の」に改める。

第四章　国土交通省関係

（建築基準法の一部改正）

第七条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十五号中「建築主事を置く市町村の区域に」を「この法律の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域に」に改め、同号ただし書中「第九十七条の二第一項」及び「第九十七条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加える。

第四条の見出しを「（建築主事又は建築副主事）」に改め、同条第一項中「事務」の下に「その他この法律の規定により建築主事の権限に属するものとされている事務（以下この条において「確認等事務」という。）」を加え、同条第二項中「第六条第一項の規定による確認に関する事務」を「確認等事務」に改め、同条第五項中「建築物に係る第六条第一項の規定による確認に関する事務」を「確認等事務」に改め、同条第六項中「を受けた」を「（同条第二項の一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている」に改め、同条第七項中「建築主事」の下に「（第七項の規定によつて建築副主事を置いた場合にあつては、建築主事及び建築副主事）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　第一項、第二項又は第五項の規定によつて建築主事を置いた市町村又は都道府県は、当該市町村又は都道府県における確認等事務の実施体制の確保又は充実を図るため必要があると認めるときは、建築主事のほか、当該市町村の長又は都道府県知事の指揮監督の下に、確認等事務のうち建築士法第三条第一項各号に掲げる建築物（以下「大規模建築物」という。）に係るもの以外のものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。

8　前項の建築副主事は、市町村又は都道府県の職員で第七十七条の五十八第一項の登録（同条第二項の二級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）を受けている者のうちから、それぞれ市町村の長又は都道府県知事が命ずる。

第五条第一項中「及び経験について」を「について、国土交通大臣が」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の検定は、これを分けて一級建築基準適合判定資格者検定及び二級建築基準適合判定資格者検定とする。

第五条中第八項を第十一項とし、第四項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三項中「建築基準適合判定資格者検定」を「一級建築基準適合判定資格者検定」に改め、「で、建築行政又は第七十七条の十八第一項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、二年以上の実務の経験を有するもの」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　二級建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士試験又は二級建築士試験に合格した者でなければ受けることができない。

3　第五条第二項の次に次の二項を加える。

一級建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識について行う。

4　二級建築基準適合判定資格者検定は、二級建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識について行う。

第五条の二第二項中「前条第六項」を「前条第九項」に改める。

第五条の四第五項中「第五条第五項」を「第五条第八項」に、「同条第六項から第八項まで」を「同条第九項から第十一項まで」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

第五条の五第二項中「前条第六項」を「前条第九項」に、「第五条第六項」を「第五条第九項」に改める。

第六条第一項中「建築主事の確認」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）」に改め、同条第三項から第七項までの規定中「建築主事」を「建築主事等」に改める。